

令和6年度包括外部監査結果に係る措置の状況（令和7年9月30日現在）
 ≪措置実施≫

No 8

区分 001 前橋市自主防災会防災訓練経費補助金

監査結果

指摘事項名： 実績報告書の提出期限内の提出について

所 管 課： 防災危機管理課

公表日： 令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 34</p> <p>実績報告書は交付要項で期限が定められていることから、たとえ数日でも期限が過ぎれば要項違反であることに間違いはないため、期限内での提出を指導する必要がある。</p> <p>また、他の自主防災会についても期限ギリギリで提出されているものも散見された。防災アドバイザーが実績報告書提出を促しているとのことであるが、自主的に期限内に提出するよう指導を徹底するべきである。</p> <p>また、補助金事務の適正化のために作成された「確認チェックリスト」についても有効利用することが望まれる。</p>	<p>補助金交付事務に従事する防災アドバイザーを含め、課内において補助金等交付規則及び補助金交付要項に定める内容について再確認を行い、要項違反とならないよう注意喚起を行った。併せて、各自主防災会に送付する訓練ガイドにおいて、事業完了後30日以内に実績報告書を提出する旨を明記し、周知を図った。また、補助金申請時や訓練出向時においても担当職員が提出期限について説明を行い、期限内提出を促しているところである。さらに、補助金事務の適正な運用を目的として作成した「確認チェックリスト」については、交付申請時の確認に加え、未提出団体の把握にも活用するなど、実効性のある運用に努めている。今後においても、補助金交付事務の適正化及び提出期限の遵守徹底を図るとともに、監査指摘事項への対応を継続的に実施していく所存である。</p>

No 15

区分 011 推進地区活動費助成金

監査結果

指摘事項名： 補助金交付決定額が不透明であることについて

所 管 課： 市民協働課

公表日： 令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 52</p> <p>補助金額の算定の経過が不透明であり、透明性の観点から要項上明らかにするべきである。例えば他の補助金がそうであるように要項において上限を定めておくなど、要項だけで算定ができるようにするべきである。</p>	<p>助成金算定を分かりやすく、また行いやすくするため、令和6年度に助成金交付要項を改定済みで、自主財源ベースでの算定から助成対象経費ベースでの算定（対象経費の1/2）に変更している。助成金の上限は45万円。</p>

No 17

区分 012 町内集会施設等整備費補助金

監査結果

指摘事項名： 申請を受け付けないことについて

所 管 課： 市民協働課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 53 交付要項には変更申請という手続が用意されているのであるから、補助金申請自体は受け付けなければならない。申請を拒否することはしないということを、職員にも自治会にも周知徹底すべきである。	補助金額の変更は、変更申請の手続きはあるものの、変更が確定するまで減額分も含めた補助金額を確保しておく必要がある。また、このあと変更申請があるまで減額分は、ほかの申請に充当できず、補助金を効率的に執行するために、当該自治会に対して申請額が確定するまで申請を控えるよう求めたものである。 今後は、申請前の事前相談を丁寧に行い、補助金を効率的に執行できるよう対応していく。

No 18

区分 012 町内集会施設等整備費補助金

監査結果

指摘事項名： 補助金交付の要件の文言の通りではない要件があることについて

所 管 課： 市民協働課

公表日： '令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 54 交付要項で「工事着工前」とあるものを「契約前」とあるとは文言上いうことはできない。一般的に工事契約において工事着工前に工事契約が締結されていることが普通であると思われるが、要件であるというのであれば明記する必要がある。	工事契約締結が「工事着工」に含まれることを明らかにするため、令和 6 年度に要項を改正済みであり、当該監査時点では、交付要項に「工事着工（契約締結を含む）前に」と明記している。

No 35

区分 027 粕川元気まつり実行委員会補助金

監査結果

指摘事項名：要件にない添付書類が様式に明記されている点について

所 管 課：粕川支所地域振興課

公表日：令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 76 実際には要件とはなっていない規約を提出しなければならないものと誤解を与えるものであり、要件ではないのであれば添付書類の明記の対象から削除すべきである。	補助金交付要項と様式を整合させて、本年度の要項を制定した。

No 37

区分 030 赤城山除雪・清掃事業補助金

監査結果

指摘事項名：支出の根拠資料を確保していなかったことについて

所 管 課：富士見支所地域振興課（現：観光政
策課）

公表日：令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 79 当時から根拠資料の提出を求めることをしていれば仮に交付先団体において紛失したとしても担当課において支出の根拠資料を示すことは可能であったものである。自治体においては本包括外部監査や監査委員監査等により補助金の使途の根拠資料が問題となることはありうるものであることから、問題となる前から根拠資料を確保しておくことは重要である。支出をする前提として請求書等の根拠となる資料は必ず求めておいて保管をしておくべきである。	当該補助金交付要項では、実績報告書の提出書類として、支出に係る領収書等の写しを添付することを明記し、交付先団体には補助金事務手続きについて説明し指導を行った。令和6年度の当該補助金の実績報告に係る対象経費の支出においては、領収書等の添付を確認し改善を図った。

No 38

区分 031 富士見産業祭運営補助金

監査結果

指摘事項名： 前橋市団体事務に係る公金外現金取扱基準に違反していることについて

所 管 課： 富士見支所地域振興課

公表日： 令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 81 書式自体が公金外現金取扱基準に違反することを前提としたものであったことから、書式自体を改訂し、同基準の作成部署である行政管理課において書式が同基準に違反するものでないかどうか検討を求めらるべきである。 また、自ら設定した委員長による決裁に漏れないよう、業務の流れを関係者間で、書面で図示するなどして再確認すべきである。 さらには、決裁前に支出することは、決裁の趣旨自体を没却するものであるものもあることから、そのようなことがないように上記の再確認をすべきである。 そして仮に同基準が現場の実態に沿わないということであれば作成部署である行政管理課(現：職員課)に改訂を求めるなどするべきである。	令和7年度の会計処理において、収入・支出命令書の書式を公金外現金取扱基準に準拠するよう改訂し、当該基準に則った運用を開始した。併せて、管理職の指導の下、職員間での情報共有を徹底し、適正な処理の確保に向けて継続的に取り組んでいる。

No 50

区分 042 前橋花火大会事業補助金

監査結果

指摘事項名： 消費税課税事業者へ補助金を交付していたことについて

所 管 課： 観光政策課

公表日： 令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 105 過大給付であることが明らかになった段階で、仕入税額控除が適用になる者が後ほど判明した場合の取扱いに基づき、返還を求める必要がある。 また、実行委員会など、人格のない社団への補助金交付の際は、消費税仕入控除税額の取り扱いにつき、3. 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見（4）補助金の消費税につき税抜ベースを基本とすることについて（意見）にて述べた通り、そもそも税抜ベースでの補助金交付とすることも一考である。	適正な補助金運用を行うため、交付要項に明記し対応した。

No 71

区分 078 前橋東看護学校運営費補助金

監査結果

指摘事項名： 交付金額について

所 管 課： 保健総務課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 156 3校の補助金の目的は同一であることから、前橋東看護学校運営費補助金交付要項の0.9を乗じるとの文言は削除すべきである。	令和7年度交付要項で文言を削除している。

No 80

区分 093 オフィス開設等促進補助金

監査結果

指摘事項名： 提出書類である履歴事項全部証明書の発行時期について

所 管 課： 産業政策課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 182 交付要項には、過去3か月以内に発行されたものに限る等の記載を入れる必要がある。また、本件に関しては、申請時には最新の履歴事項全部証明書の提出ができなかったとしても、交付時には最新のものの提出を求めるべきである。	前段については交付要項に明記した。 後段については実績報告時に定款変更後のものを提出する取扱いをQAに追加した。

No 82

区分 095 まちなか遊休不動産リビルド支援補助金

監査結果

指摘事項名： 市外業者とすることに理由がないことについて

所 管 課： にぎわい商業課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 186</p> <p>当該補助金の交付要項では、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」という記載がなく、(1)と(2)の限定列举であることから、要項に記載のない理由で市外業者に依頼した場合には補助金を交付すべきでない。今後、交付要項を改訂して、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を追加した場合においては、「補助金に係る交付決定について(伺)」の起案において、市外業者を対象とすることができる場合に該当する旨と理由を明記することが望ましい。</p>	<p>令和7年度補助金交付要項から、市外業者を選定する際の条件に「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を加え、起案時に市外業者の選定について何う運用に変更した。</p> <p>また、制度案内時には、原則、市内業者を選定するよう引き続き案内している。</p>

No 83

区分 096 まちなか開業支援補助金

監査結果

指摘事項名： 市外業者とすることに理由がないことについて

所 管 課： にぎわい商業課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 188</p> <p>当該補助金の交付要項では、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」といった記載がないことから、要項に記載のない場合において市外業者に依頼した際には補助金を交付すべきでない。今後、交付要項を改訂して、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を追加した場合においては、「補助金に係る交付決定について(伺)」の起案において、市外業者を対象とすることができる場合に該当する旨と理由を明記することが望ましい。</p>	<p>令和7年度補助金交付要項から、市外業者を選定する際の条件に「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を加え、起案時に市外業者の選定について何う運用に変更した。</p> <p>また、制度案内時には、原則、市内業者を選定するよう引き続き案内している。</p>

No 88

区分 100 (協) 問屋センター運営費補助金

監査結果

指摘事項名： 収支決算書の記載内容について

所 管 課： にぎわい商業課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 195 提出された決算書で補助対象経費が不明確な場合においては、追加資料を依頼すべきであり、補助金が正しく使用されたか不明な状況で、補助金を交付すべきではない。	補助対象経費の支出状況や補助金の充当状況が把握できる追加資料の提出を求めることとした。

No 95

区分 104 まちなか既存店支援補助金

監査結果

指摘事項名： 市外業者とすることに理由がないことについて

所 管 課： にぎわい商業課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 205 当該補助金の交付要項では、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」といった記載がないことから、要項に記載のない場合において市外業者に依頼した際には補助金を交付すべきでない。 今後、要項を改訂して、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を追加した場合においては、「補助金に係る交付決定について（伺）」の起案において、市外業者を対象とすることができる場合に該当する旨と理由を明記することが望ましい。	令和 7 年度補助金交付要項から、市外業者を選定する際の条件に「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を加え、起案時に市外業者の選定について何う運用に変更した。 また、制度案内時には、原則、市内業者を選定するよう引き続き案内している。

No 96

区分 104 まちなか既存店支援補助金

監査結果

指摘事項名： 確定申告書の提出がない者への補助金交付について

所 管 課： にぎわい商業課

公表日： 令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 205 交付要項に確定申告書の提出が求められているにも関わらず、信憑性のない売上のメモ書きで代用すべきではない。確定申告書の提出は、実際に営業をしているかを確認するだけでなく、税金を正しく納めていることを確認する手段でもある。市税の滞納がないことを確認しただけで、税金が原資の補助金を交付すべきではなく、確定申告書の提出を求めるべきである。	交付要項には「営業していることが分かる資料」と記載があり、確定申告書はその一例として挙げられている。 ご指摘を踏まえ、令和7年度からは売上帳簿に加え、確定申告書や収支決算書を提出させる運用に変更した。

No 105

区分 113 前橋市アーバンデザイン改修支援補助金

監査結果

指摘事項名： 課税事業者に税込ベースで補助金を交付していることについて

所 管 課： 市街地整備課

公表日： 令和8年1月9日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 221 交付先は通常の会社とは異なり、一般的に課税事業者とはみえない団体であり、そのことも非違発生の一要因とみられる。とはいえ、課税事業者であることは消費税等課税区分届出書の提出をもって明らかであり、市側もこの時点で気づくべきであったが、見過ごされてしまった。いわばケアレスミスの類いであるともいえる。 なお、一律に税抜ベースでの補助金額とすることも考えられる。	監査結果を受け、該当事案について速やかに交付先と協議を行い、返還の対応を行った。(返還済)また、「一律に税抜ベースでの補助金額」といった改善策については、補助金の趣旨である実質的支援を損なう可能性が懸念されるため、慎重に検討する必要があると考えている。 今後は、補助金交付事務の手続きにおいて、消費税等課税区分届出書の内容を適切に確認し、課税区分に応じた補助金額の算定が確実に行われるよう、プロセスの徹底を図る。

No 108

区分 117 準用河川桃ノ木川維持管理活動にかかる運営補助金

監査結果

指摘事項名： 実績報告書に添付する収支決算書の正確性について

所 管 課： 道路管理課

公表日： 令和 8 年 1 月 9 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 231</p> <p>交付要項に記載のとおり、実績報告書は補助金額決定のための必要書類であることから、提出された書類については、適切に審査及び調査を実施する必要がある。また、実績報告書提出後に錯誤により収支内訳書に訂正があった場合は、最終のものを必ず入手し、確認すべきである。</p>	<p>実績報告書の審査にあたり、添付書類の収支決算書と領収証を照合し誤りはなかった。今後も実績報告や交付申請等の審査にあたっては添付書類の照合を徹底し、誤りがあった場合は適切に対応する。</p>